

提案第 13 号

合併協定項目 16 補助金・交付金等の取扱いについて

合併協定項目 16 補助金・交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 21 年 3 月 24 日提出

始良西部合併協議会

会長 城光寺 俊和

補助金・交付金等の取扱いについて

補助金・交付金等の取扱いについては、その事業目的、効果を総合的に判断し、従来からの経緯、実績等に配慮しながら、新市において公共的必要性、有効性、公平性の観点に立ち、新市まちづくり計画の財政計画との整合性を図りながら、そのあり方について次のように調整する。

- 1 3 町で同一又は同種の補助金・交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。
- 2 3 町における独自の補助金・交付金等については、従来からの制度の経緯、目的及び実績等を踏まえ、新市域全体の均衡を保つように調整する。
- 3 整理統合できる補助金・交付金等については、統合・廃止するよう調整する。